

結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(概要)

第一 結核の予防の推進の基本的な方向

結核を取り巻く状況の変化や科学的な知見を踏まえ、人権への十分な配慮のもと、結核の予防のための施策を効果的・効率的に推進するため、国、地方公共団体、国民、医師等それぞれの立場として果たすべき役割を明記した。また、総合的な取り組みの結果、2010年までに到達すべき具体的な指標の目標値を設定した。

- 一 現在の結核を取り巻く状況への対応
- 二 国および地方公共団体の果たすべき役割
- 三 国民の果たすべき役割
- 四 医師等の果たすべき役割
- 五 人権への配慮
- 六 結核対策における国際協力
- 七 具体的な目標
- 八 予防計画を策定するに当たっての留意点

第二 結核の予防のための施策に関する事項

結核の予防のための施策においては、事前対応型行政の体制の下、国及び地方公共団体が具体的な結核対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要との認識のもと、定期及び定期外の健康診断、BCG接種等につき、実施体制の詳細につき方向性を示した。

- 一 結核の予防のための施策に関する考え方
- 二 定期健診
- 三 定期外健診
- 四 BCG 接種
- 五 結核に関する情報収集
- 六 予防計画を策定するに当たっての留意点

第三 結核の患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項

結核患者に対して、早期に適正な医療を提供し、疾患を治癒させること及び周囲への結核のまん延を防止することが公衆衛生上極めて重要との認識のもと、医療現場における結核医療提供に際する留意事項、服薬確認治療の実施等について記した。

- 一 結核に係る医療提供の考え方
- 二 結核の治療を行う上での服薬確認の位置付け
- 三 その他結核に係る医療の提供のための体制
- 四 予防計画を策定するに当たっての留意点

第四 結核に関する研究の推進に関する事項

結核対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきであることから、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、関係機関との連携の確保、人材の育成等の取り組みを通じて、調

査及び研究を推進することとした。

- 一 結核に関する調査及び研究に関する基本的な考え方
- 二 結核発生動向調査体制等の充実強化
- 三 国における結核に関する調査及び研究の推進
- 四 地方公共団体における調査及び研究の推進

第五 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

抗菌薬等の結核に係る医薬品の研究開発については、国と民間が相互に連携を図って進めていくことの重要性を指摘した。

- 一 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方
- 二 国における研究開発の推進
- 三 民間における研究開発の推進

第六 結核の予防に関する人材の養成に関する事項

結核のまん延状況の改善により、結核に関する知見を十分に有する人材が少なくなっている中、研修会等結核の予防に関する人材養成の重要性を指摘した。

- 一 人材の養成に関する基本的な考え方
- 二 国における結核に関する人材の養成
- 三 都道府県等における結核に関する人材の養成
- 四 予防計画を策定するに当たっての留意点

第七 結核に関する啓発および知識の普及並びに結核の患者等の人権の配慮に関する事項

- 一 結核に関する啓発および知識の普及並びに結核の患者等の人権の配慮に関する基本的な考え方

第八 その他結核の予防の推進に関する重要事項

- 一 施設内(院内)感染の防止
- 二 小児結核対策
- 三 世界保健機関等への協力

【施行期日】平成17年4月1日

告示

厚生労働省告示第三百七十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三
三条の三第一項の規定に基づき、結核の予防の総
合的な推進を図るための基本的な指針を次のよう
に策定したので、同条第五項の規定により告示す
る。

平成十六年十月十八日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

結核の予防の総合的な推進を図るための基
本的な指針

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）以
下「法」という。の制定以来およそ半世紀が経過
し、この間の結核を取り巻く状況は、医学・医療
の進歩、公衆衛生水準の向上等により著しく変化
した。現在、我が国の結核罹患状況は、かつての
青少年層の結核単独かつ初感染発病を中心とした
り患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齡
者のり患が中心となつてゐる。また、高齢者のみ
ならず、一部の大都市等の特定の地域において、
高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険等の要素
を同時に有している住民層の存在についても疫学
的に明らかになつてゐる。一方で、結核医療に関
する知見の蓄積により、結核の診断・治療の技術
は格段に向上した。

このような結核を取り巻く状況の変化に対応す
るため、従来の結核対策の枠組みを抜本的に見直
し、予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別
的対応、人権への配慮、地域格差への対応を基本
とした効率的な結核対策に転換するものとする。
また、結核の発生予防及びそのまん延の防止、
結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供、結
核に関する研究の推進、医薬品の研究開発、人材
養成、啓発や知識の普及とともに、国と地方公共
団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確
にし、結核対策を総合的に推進することにより、
我が国が、世界保健機関のいう中まん延国・結核
改善足踏み国を脱し、近い将来、結核を公衆衛生
上の課題から解消することを目標とする。

本指針は、結核の予防の総合的な推進を図るた
めの基本的な指針であり、新しい時代の結核対策
の方向性を示すものである。都道府県が本指針に
即して策定する予防計画（以下「予防計画」とい

う。）が本指針と整合性が保たれるように定めら
れ、もつて、今後の結核対策が総合的かつ計画的
に推進されることが必要である。

本指針については、施行後の状況変化等に的確
に対応する必要があること等から、法第三条の三
第三項の規定に基づき、少なくとも五年ごとに再
検討を加え、必要があると認めるときは、これを
変更していくものである。

第一 結核の予防の推進の基本的な方向

現在の結核を取り巻く状況への対応
現在我が国における結核のり患の中心は高
齡者であるため、基礎疾患を有する結核患者
が増加しており、結核単独の治療に加えて合
併症に対する治療も含めた複合的な治療を必
要とする場合も多く、求められる治療形態が多
様化、複雑化している。

また、大都市等の特定の地域において、高
発病、遅発見、治療中断、伝播高危険等の社
会的リスクを同時に有している結核発症率の高
い住民層に対しても有効な施策が及ぶよう
な体制を構築する必要がある。

そのため、我が国の現在の結核のまん延状
況にかんがみ、結核対策の重点を、従来の一
律かつ集団的対応から、発症のリスク等に応
じた効率的な健康診断、初発患者の周辺の接
触者健診、有症状時の早期受療の勧奨、結核
患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に
向けた患者支援等きめ細かな個別的対応へと
転換していくこととする。さらに、新しい時
代の結核対策においては、結核が発生してか
ら防疫措置を講ずる事後対応型行政から、本
指針及び予防計画を通じて、普段から結核の
発生を予防し、及びそのまん延を防止してい
くことに重点を置いた事前対応型行政に転換
していく。

二 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 国及び地方公共団体は、相互に連携を図
りつつ、地域の実情に即した結核の予防に
関する施策を講ずるとともに、正しい知識
の普及、情報の収集及び分析並びに公表、
研究の推進、人材の養成及び資質の向上並
びに確保等の結核対策に必要な体制を確保
する責務を負う。

2 予防計画の作成者たる都道府県と、保健
所を設置する市、特別区及びその他市町村
は、相互に連携して結核対策を行う必要が

ある。特に、大都市をその管轄する区域内
に有する都道府県においては、指定都市等
と連携し、これらの地域の状況を踏まえた
予防計画を策定すべきである。

3 保健所は、これまでの結核対策において、
市町村からの求めに応じた技術支援、定期
外の健康診断の実施、結核の診査に関する
協議会の運営等による適正な医療の普及、
訪問等による患者の治療支援、地域への結
核に関する情報の発信及び技術支援・指
導、届出に基づく発生動向の把握及び分析
等様々な役割を果たしてきてゐる。都道府
県、保健所を設置する市及び特別区（以下
「都道府県等」という。）は、今後も保健所
による公的関与の優先度を考慮して業務の
重点化や効率化を行うとともに、保健所が
公衆衛生対策上の重要な拠点であることに
かんがみ、結核対策の技術的拠点としての
位置付けを明確にすべきである。

4 都道府県等は、学校や職場等と居住地を
管轄する都道府県等が異なる者の結核発症
による集団感染等、複数の都道府県等にわ
たつて結核のまん延のおそれがあるときに
は、近隣の都道府県等や、患者の移動に関
して関係の深い都道府県等と相互に協力し
ながら結核対策を行う必要がある。また、
このような場合に備えるため、国と連携を
図りながらこれらの都道府県等との協力を
制についてあらかじめ協議をしておくこと
が望ましい。

三 国民の果たすべき役割
国民は、結核に関する正しい知識を持ち、
その予防に必要な注意を払うとともに、特に
有症状時には、適正な治療を受ける機会を逃
すことがないように早期に医療機関を受診
し、結核と診断された場合には治療を完遂す
るよう努めなければならない。また、結核の
患者について、偏見や差別をもつて患者の人
権を損なわないようにしなければならない。

四 医師等の果たすべき役割

1 医師その他の医療関係者は、三に定める
国民の果たすべき役割に加え、医療関係者
の立場で国及び地方公共団体の施策に協力
するとともに、結核患者等が置かれてい
る状況を深く認識し、良質かつ適正な医療を
提供するよう努めなければならない。

2 医療機関においては、結核の合併率が高
い疾患を有する患者等（後天性免疫不全症
候群、じん肺及び糖尿病の患者、人工透析
を受けている患者、免疫抑制剤使用下の患
者等）の管理に際し、必要に応じて結核発
症の有無を調べ、積極的な発病予防治療
の実施に努めるとともに、入院患者に対し、
結核に関する院内感染防止対策を講ずるよ
う努めなければならない。

五 人権への配慮
1 結核の予防と患者の人権の尊重の両立を
基本とする観点から、すべての国民は、患
者の個人の意思や人権に配慮し、一人一人
が安心して社会生活を続けながら良質かつ
適正な医療を受けられるような環境の整備
に努める必要がある。

2 国及び地方公共団体は、結核対策の実施
及び法の施行に当たっては、関係法令及び
条例等に従い、結核に関する個人情報保護
には十分留意することとする。また、結
核患者に対する差別や偏見の解消のため、
あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓
発に努めることとする。

六 結核対策における国際協力
国等においては、結核対策に関して、海外
の政府機関、研究機関、世界保健機関等の国
際機関等との情報交換や国際的取組への協力
を進めるとともに、結核に関する研究や人材
養成においても国際的な協力を行うこととす
る。

七 具体的な目標

国においては、このような考え方を基に、
二十十年（平成二十二年）までに、喀痰塗抹
陽性肺結核患者に対する直接服薬確認治療率
を九十五パーセント以上、治療失敗・脱落率
を五パーセント以下、人口十万人対り患者を
十八以下とすることを旨とする。

八 予防計画は、法第三条の四第六項の規定
の趣旨に照らし、感染症の予防及び感染症
の患者に対する医療に関する法律（平成十
年法律第十四号）第十条の規定により定
める感染症の予防のための施策の実施に関
する計画と一体のものとして定めることが
適当である。

- 2 予防計画が、都道府県の行政施策の基礎として十分に機能するためには、結核患者の発生数、入院患者数の動向等を把握した上で策定することが必要であり、また、予防計画は、都道府県民の福利に合致したものであること、疫学的特徴及び科学的根拠に基づき合理的なものであること、かつ実効性の高いものであることが要求される。
- 3 学校、社会福祉施設等の従事者に対する健康診断が義務付けられている施設のみならず、学習塾等の集団感染を防止する要請の高い事業所の従事者に対しても、有症状時の早期受療の勧奨及び必要に応じた定期健康診断の実施等の施設内感染対策を講ずるよう地方公共団体が周知等を行うこととする。また、精神科病院を始めとする病

- 1 かつて、我が国において結核が高度に蔓延していた時代においては、定期健康診断を幅広く実施することは、結核患者の発見の効率的な方法であったが、り患率の低下等結核を取り巻く状況の変化を受けて、現在、定期健康診断によって患者が発見される割合は極端に低下しており、公衆衛生上の結核対策における定期健康診断の政策的有効性は低下してきている。
- 2 一方、高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等の定期的健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要であるとの認識の下、健康診断の受診率の向上を目指すこととする。
- 3 学校、社会福祉施設等の従事者に対する健康診断が義務付けられている施設のみならず、学習塾等の集団感染を防止する要請の高い事業所の従事者に対しても、有症状時の早期受療の勧奨及び必要に応じた定期健康診断の実施等の施設内感染対策を講ずるよう地方公共団体が周知等を行うこととする。また、精神科病院を始めとする病

- 4 予防計画の中に、市町村の意見を踏まえ、り患率等の地域の実情に応じ、定期健康診断の対象者について定めることが重要である。市町村が定期健康診断の対象者を定める際には、患者発見率〇・〇二から〇・〇四パーセントをその基準として、参酌することを勧奨する。
- 5 市町村は、医療を受けていないじん肺患者等に対しては、結核発症のリスクに関する普及啓発とともに、健康診断の受診の勧奨に努めるべきである。
- 6 結核の高まん延地域を管轄する市町村は、その実情に即して当該地域において結核の発症率が高い住民層（例えば、住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、海外の高まん延地域からの入国者等が想定される。）に対する定期健康診断その他の結核対策を総合的に講ずる必要がある。
- 7 外国人の結核患者の発生が多い地域においては、保健所等の窓口で我が国の結核対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行うことが重要である。また、地域における外国人の結核の発生動向に照らし、市町村が特に必要と認める場合には、外国人に対する定期健康診断の体制に特別の配慮が必要である。その際、体制の保護には十分に配慮するべきである。
- 8 健康診断の手法として、寝たきりや胸部郭の変形等の事情によつて胸部エックス線検査による診断が困難な場合、過去の結核病巣の存在により現時点での結核の活動性評価が困難な場合等においては、積極的に喀痰検査（特に塗抹陽性の有無の精査）を活用することが望ましい。
- 9 定期外の健康診断は、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっているか疑うに足りる正当な理由のある者について結核感染又は発病の有無を調べるために行われる健康診断である。これまで

- 10 結核患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、一般的に保健所等における業務として実施されてきたもので、結核対策において重要な位置を占めるものである。
- 11 都道府県知事等は定期外の健康診断を行う場合においては、健康診断を実施することとなる保健所等の機関において、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。この際、特に集団感染につながる可能性があるある初発患者の発生に際しては、定期外の健康診断が勧告に従わない場合に都道府県知事等が直接に対象者の身体に実力を加えて行政目的を実現するにわゆる即時強制によつて担保されていることに留意しつつ、綿密で積極的な対応が必要である。また、感染の場が複数の都道府県等にわたる場合は、関係する都道府県等間又は保健所間の密接な連携の下、健康診断の対象者を適切に選定する必要がある。
- 12 結核患者の発生に際しては、都道府県知事等は、定期外の健康診断がいわゆる即時強制によつて担保されていることに留意しつつ、定期外の健康診断の対象者を適切に選定し、必要かつ合理的な範囲について積極的かつ的確に実施することが望ましい。また、健康診断の勧告等については、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、結核に感染していると疑うに足りる正当な理由のある者を確実に対象とすべきである。
- 13 BCG接種
- 14 予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、結核対策においても、BCG接種に関する正しい知識の普及を進め、接種の意義について国民の理解を得るとともに、法による定期のBCG接種の機会が乳児期に一度のみであることにかんがみ、市町村においては、適切に実施することが重要である。
- 15 市町村は、定期のBCG接種を行うに当たっては、地域の医師会や近隣の市町村等と十分な連携の下、乳児健康診断との同時

2 結核の治療に当たっては、適正な医療が提供されない場合、疾患の治癒が阻害されるのみならず、治療が困難な多剤耐性結核の発生に至る可能性がある。このため、適正な医療が提供されることは、公衆衛生上も極めて重要であり、結核に係る適正な医療について医療機関への周知を行う必要がある。

3 医療現場においては、結核に係る医療は特殊なものではなく、まん延の防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適正な医療の提供が行われるべきである。このため、指定医療機関においては、結核患者に対して、特に隔離の必要な期間、結核のまん延の防止のための措置を採った上で、患者の負う心理的負担にも配慮しつつ、療養のために必要な対応に努めるとともに、隔離の不要な結核患者に対しては、結核以外の患者と同様の療養環境において医療を提供する必要がある。また、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

1 世界保健機関は、結核の早期制圧を目指して、直接服薬確認を基本とした包括的な治療戦略(DOTS戦略)を提唱しており、現在までに世界各地でこの戦略の有効性が証明されている。我が国においても、これまで成果をあげてきた結核に係る医療の供給基盤等を有効に活用しつつ、服薬確認を含む包括的な結核対策を構築し、人権に配慮しながら、これを推進することとする。

2 国及び地方公共団体においては、服薬確認を軸とした患者支援を全国的に普及・推進していくに当たって、先進的な地域における取組も参考にしつつ、保健所、医療機関、福祉部局、薬局等の関係機関との連携及び保健師、看護師、薬剤師等の複数職種との連携により、積極的な活動が実施されるよう、適切に評価及び技術的助言を行うこととする。

3 保健所においては、地域の医療機関、薬局等との連携の下に服薬確認を軸とした患者支援を実施するため、積極的に調整を行うこととする。

4 医師等及び保健所長は、結核の治療の基本は薬物治療の完遂であることを理解し、患者に対し服薬確認についての説明を行い、患者の十分な同意を得た上で、入院中はもとより、退院後も治療が確実に継続されるよう、医療機関等と保健所等が連携して、人権に配慮しながら、服薬確認を軸とした患者支援を実施できる体制を構築することが重要である。

3 その他結核に係る医療の提供のための体制

1 結核患者に係る医療は、指定医療機関のみで提供されるのではなく、一般の医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。すなわち、結核患者が、最初に診察を受ける医療機関は、多くの場合一般の医療機関であるため、一般の医療機関においても、国及び都道府県等から公表された結核に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において結核のまん延の防止のために必要な措置を講ずることが重要である。

2 指定医療機関においては、重篤な他疾患合併患者等については一般病床等において結核治療が行われることもあり、また、結核病床と一般病床を一つの看護単位として治療に当たる場合もあることから、国の定める施設基準・診療機能の基準等に基づき、適切な医療提供体制を維持及び構築することとする。

3 医療機関及び民間の検査機関においては、外部機関によって行われる系統的な結核菌検査の精度管理体制を構築すること等により、結核患者の診断のための結核菌検査の精度を適正に保つ必要がある。

4 一般の医療機関における結核患者への適正な医療の提供が確保されるよう、都道府県等においては、医療関係団体と緊密な連携を図ることが重要である。

5 障害等により行動制限のある高齢者等の治療について、患者の日常生活にかながみ、接触範囲等が非常に限られる場合において、医療機関は、入院治療以外の医療の提供についても適宜検討すべきである。

四 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において、地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項を定めるに当たっては、一から三まで及び第一の八に定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 結核に係る医療の提供の考え方

2 当該都道府県の実情に即した、服薬確認を軸とした患者支援の実施方法に関する事項

3 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における結核の患者に対する医療の提供に関する事項

4 医療機関等と保健所の連携に関する事項

一 結核に関する調査及び研究に関する基本的な考え方

結核対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきであることから、結核に関する調査及び研究は、結核対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することとする。

二 結核発生動向調査の体制等の充実強化

結核の発生状況は、法による届出や入院退院報告、医療費公費負担申請等を基にした発生動向調査により把握されている。結核の発生動向情報は、まん延状況の監視情報のほか、発見方法、発見の遅れ、診断の質、治療の内容や成功率、入院期間等の結核対策評価に関する重要な情報を含むものであるため、都道府県等は、地方結核・感染症サーベイランス委員会の定期的な開催や、発生動向調査のデータ処理に従事する職員研修等を通じて、確実な情報の把握及び処理その他精度の向上に努める必要がある。

三 国における結核に関する調査及び研究の推進

国は、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、結核菌等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、多剤耐性結核の治療法等の開発のための研究等の

結核対策に直接結びつく応用研究を推進し、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが重要である。

四 地方公共団体における調査及び研究の推進

地方公共団体における調査及び研究の推進に当たっては、保健所と都道府県等の関係部局が連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。また、保健所においては、地域における結核対策の中核的機関との位置付けから、結核対策に必要な疫学的な調査及び研究を進め、地域の結核対策の質の向上に努めるとともに、地域における総合的な結核の情報発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。

第五 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方

1 抗菌薬等の結核に係る医薬品は、結核の予防や結核患者に対する適正な医療の提供に不可欠なものであり、これらの研究開発は、国と民間が相互に連携を図って進めていくことが重要である。

2 このため、国においては、結核に係る医療のために必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう必要な支援を行うこととする。

二 国における研究開発の推進

1 国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難な医薬品等について、必要な支援に努めることとする。特に、現状では治療が困難な多剤耐性結核患者の治療法等新たな抗結核薬の開発等についても、引き続き調査研究に取り組んでいくこととする。

2 なお、これらの研究開発に当たっては、抗結核薬等の副作用の減少等、安全性の向上にも配慮することとする。

三 民間における研究開発の推進

医薬品の研究開発は、結核の発生の予防及びそのまん延の防止に資するものであるとの観点から、製薬企業等においても、その能力に応じて推進されることが望ましい。

第六項 結核の予防に関する人材の養成に関する事項

人材の養成に関する基本的な考え方
結核患者の七割以上が医療機関の受診で発見されている一方で、結核に関する知見を十分に有する医師が少なくなっている現状を踏まえ、結核の早期の確実な診断のために、国及び都道府県等は、結核に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行うこととする。また、大学医学部を始めとする、医師等の医療関係職種との養成課程等においても、結核に関する教育等を通じて、医師等の医療関係職種の間での結核に関する知識の浸透に努めることが求められる。

二 国における結核に関する人材の養成

1 国は、結核に関する最新の臨床知識及び技能の修得並びに新たな結核対策における医療機関の役割について認識を深めることを目的として、指定医療機関の医師はもとより、一般の医療機関の医師、薬剤師、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師等に対する研修に關しても必要な支援を行っていくこととする。
2 国は、結核行政の第一線に立つ職員の資質を向上させ、結核対策を効果的に進めていくため、保健所及び地方衛生研究所等の職員に対する研修の支援に關して、検討を加えつつ適切に行っていくこととする。

三 都道府県等における結核に関する人材の養成

都道府県等は、結核に関する研修会に保健所及び地方衛生研究所等の職員を積極的に派遣するとともに、都道府県等が結核に関する講習会等を開催すること等により保健所及び地方衛生研究所等の職員に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより得られた結核に関する知見を保健所等において活用することが重要である。また、指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体において、会員等に対して結核に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

四 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において、結核の予防に関する人材の養成に関する事項を定めるに当たつては、一から三まで及び第一の八に定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。
1 国及び都道府県が行う研修への保健所等の職員の参加に係る計画に関する事項
2 研修により得られた知見の活用に係る計画に関する事項

第七 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項

1 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する基本的な考え方
1 国及び地方公共団体においては、結核に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが重要である。また、結核のまん延の防止のための措置を講ずるに当たっては、人権への配慮に留意することとする。
2 保健所においては、地域における結核対策の中核的機関として、結核についての情報提供、相談等を行う必要がある。
3 医師その他の医療関係者においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要である。

4 国民においては、結核について正しい知識を持ち、自らが感染予防に努めることにも、結核患者が差別や偏見を受けることがないよう配慮することが重要である。
その他結核の予防の推進に関する重要事項
施設内(院内)感染の防止
1 病院等の医療機関においては、適切な医学的管理下にあるものの、その性質上、患者及び従事者には結核感染の機会が潜んでおり、かつ実際の感染事例も少なくないという現状にかんがみ、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止並びに発生時の感染源及び感染経路調査等に取り組むことが重要である。また、実際に行っている対策及び発生時の対応に関する情報について、都道府県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。

第八

2 学校、社会福祉施設、学習塾等において結核が発生し、及びまん延しないよう、都道府県等にあっては、施設内感染の予防に

関する最新の医学的知見等を踏まえた情報をこれらの施設の管理者に適切に提供することが重要である。

3 都道府県等は、結核の発生の予防及びそのまん延の防止を目的に、施設内(院内)感染に関する情報や研究成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院等、学校、社会福祉施設、学習塾等の関係者に普及していくことが重要である。また、これらの施設の管理者にあっては、提供された情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段からの施設内(院内)の患者、生徒、収容されている者及び職員健康管理等により、患者が早期に発見されるよう努めることが重要である。外来患者やケアア等を利用する通所者に対しても、十分な配慮がなされることを望ましい。

二 小児結核対策

結核感染危険率の減少を反映して、小児結核においても著しい改善が認められているが、小児結核対策を取り巻く状況の変化に伴い、個別の対応が必要であるとの観点から、接点者健診の迅速な実施、化学予防の徹底、結核診断能力の向上、小児結核発動調査等の充実を図ることが重要である。

三 世界保健機関等への協力

1 アフリカやアジア地域においては、後天性免疫不全症候群の流行の影響や結核対策の失敗からくる多剤耐性結核の増加等により、現在もなお結核対策が政策上重要な位置を占めている国及び地域が多い。世界保健機関等と協力し、これらの国の結核対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、在日外国人の結核のり患率の低下にも寄与することから、我が国の結核対策の延長上の問題としてとらえられるものである。したがって、国は世界保健機関等と連携しながら、国際的な取組を積極的に進めていくこととする。

2 国は政府開発援助による二国間協力事業により、途上国の結核対策のための人材の養成や研究の推進を図るとともに、これらの国との研究協力関係の構築や情報の共有に努めることとする。

公告

諸事項

破産宣告

次の破産事件について、以下のとおり破産の宣告をした。破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交付してはならない。上記の者は、破産者に対し債務を負担していること又は破産者の財産を所持していることを、破産者の財産を所持している者が別除権を有しているときは、その債権を有することを4記載の届出期間内に破産管財人に届出なければならぬ。
平成16年(ワ)第184号
京都府船井郡園部町竹井森ノ坪33番地
債務者 小舟滋也
宣告年月日時 平成16年9月29日午後5時
1 主文 債務者を破産者とする。
2 破産管財人 京都市中京区中筋通竹屋町上ル朱丸町541-38多徳弘法律事務所 弁護士 藤弘
4 債権届出の期間 平成16年10月29日まで
5 第1回の債権者集会の期日、債権調査の期日 平成17年2月22日午前11時30分
京都地方裁判所園部支部

平成16年(ワ)第264号
千葉県東葛飾郡船町若和田995番地
債務者 嶋村るみ子
宣告年月日時 平成16年10月1日午後5時
1 主文 債務者を破産者とする。
2 破産管財人 千葉県長生郡一宮町一宮906番地特定大法律事務所 弁護士 大
4 債権届出の期間 平成16年11月1日まで
5 第1回の債権者集会の期日、債権調査の期日 平成16年12月15日午前11時
千葉地方裁判所一宮支部

平成16年(ワ)第4526号
名古屋市千種区京命1丁目1番19号
ウイオ
ンズエンジョン京命501号
債務者 くすりのウイオこと 今井 重雄
宣告年月日時 平成16年10月1日午後1時
1 主文 債務者を破産者とする。
2 破産管財人 名古屋市中区丸の内3丁目19番1号 ウイオンビル6階せくら法律事務所 弁護士 渡辺 健也
4 債権届出の期間 平成16年11月1日まで
5 第1回の債権者集会の期日、債権調査の期日 平成17年1月25日午後2時
名古屋地方裁判所民部第2部